

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

若者向け 悪徳商法被害防止 共同キャンペーン中

とにかく早めに解決の
ための相談をしましょう

- ◎若者に多い被害の主なもの
 - ・携帯電話の有料アダルトサイトの利用料金の架空請求
 - ・多重債務やヤミ金融トラブル
 - ・貴金属や会員権のアポイント商法
 - ・化粧品のカヤッチセールス
 - ・資格取得用教材セット等の電話勧誘
 - ・中古車契約
 - ・外国語教室やエステサービス
 - ・化粧品や健康食品のマルチ商法等

◎契約とは約束の意味

「契約」とは、人と人との約束を意味します。人が社会生

活を営むには、この約束を守るといことが一番大切です。契約は、民法という法律で守られていて、それに違反した場合に罰せられたり損害を賠償したりしなければなりません。このことをよく覚えておきましょう。

◎契約の内容をよく確認しよう

当事者同士の合意があれば契約は成立し、口約束であっても契約そのものは成り立ちます。多くの場合は契約書を作って契約の成立と内容をはっきりさせ、後でトラブルになるのを防いでいます。契約をする場合は契約書をよく読んで、納得してからサインをし、はんこを押すようにしましょう。

未成年者が契約した場合

20歳未満の未成年者の契約には、法定代理人（通常は両親）の合意が必要です。法定代理人が合意していない未成年者の契約の取り消しは、本人または法定代理人どちらでもできることになっています。未成年者が成人だとウソをついて契約した場合は取り消すことはできません。

（いばらき消費生活なび若者向けのページより抜粋）

お菓子を食べたら 酔っぱらった!?

【事例1】

洋菓子店で購入したパウンドケーキを食べた娘が嘔吐した。ブランドンデーが使われていたが、購入時にアルコール入りという説明はなかった。

（当事者…7歳女児）

【事例2】

お土産でもらったゼリーを食べた後、子どもの顔が赤くなり、息が酒臭くなって酔っ払ったような状態になった。

（当事者…1歳、3歳）

【ひとこと助言】

お菓子にアルコールが入っていると知らずに子どもに与えてしまい、子どもの具合が悪くなったという報告が寄せられています。

菓子類には洋酒等が使われているものがあります。飲料ではアルコールが1%以上含まれているものには「酒類」の表示が義務付けられています

が、菓子類にはありません。店頭で確認したり、原材料の表示をよく見たりする等注意が必要です。事例のほかにも液体の色や容器が類似しているため、清涼飲料と間違えてアルコール飲料を子どもが飲んでしまうケースもあります。子どもの場合、アルコールの摂取量によっては深刻な事故につながるおそれがあります。子どもの飲食物には日ごろから注意しましょう。（国民生活センター子どもサポート情報より抜粋）

食の安全サポーター研修

無添加の美味しいスイーツや味噌と一緒に作りましょう。

《スイーツを作ろう》

◇開催日時 3月6日(木)午前10時

◇参加費 500円

《味噌作りを体験しよう》

◇開催日時 3月7日(金)午前10時

◇参加費 800円

*味噌作りの準備作業に参加できる方も募集します。準備作業は、スイーツ作りと並行して行います。

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141（直通）

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）

都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。）

◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎0570-064-370

◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



- 【両研修の共通事項】
- ◇場所 中央公民館調理室
- ◇募集人数 10名
- ◇持ち物 エプロン、三角巾
- ◇申込期限 2月20日(木)
- ◇申込・問合せ先 村消費生活センター